

令和 6 年度第 2 回 松江市社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会 議事録

1 日時 令和 6 年 12 月 25 日（水）19：00～20:40

2 場所 松江市役所 本館 3 階 第 2 常任委員会室

3 出席者

（1）委員 出席 15 名

- ・出席：京分科会長、奥村副分科会長、安部委員、小田川委員、貝谷委員、勝田委員、加藤委員、高橋委員、武田委員、長澤委員、平崎委員、深貝委員、宮阪委員、毛利委員、森脇委員
- ・欠席： なし

（2）事務局

- ・健康福祉部：松原健康福祉部長、岸本健康福祉部次長、（障がい者福祉課）川島課長、曾田係長、仲田係長、村田係長、山本係長、三井副主任、柳浦副主任、土井副主任行政専門員、（健康推進課）岸本課長、（松江保健所心の健康支援課）高野課長
- ・こども子育て部：峯こども子育て部次長、（こども政策課）池田課長
- ・教育委員会：（発達・教育相談支援センター）山本所長、（図書館事務局）吉野事務局長
- ・松江市社会福祉協議会：（生活支援課）安藤課長
- ・松江市障がい者基幹相談支援センター絆：浅津センター長
- ・機能強化事業所：（厚生センター）桑嶋相談支援専門員、（よもぎ）曳野相談支援専門員、（わこう）福田相談支援専門員

4 議題

1. 協議事項

- （1）地域生活支援拠点の整備
- （2）令和 7 年度以降の相談支援体制
- （3）分科会下部会議の実施状況

2. その他

- （1）【報告】手話言語条例の制定について

5 会議経過

【1. 開会】

○川島課長 ただいまから、令和 6 年度第 2 回松江市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会を開催いたします。本日はお忙しいところ、またお仕事でお疲れのところ、ご出席いただきありがとうございます。障がい者福祉課長の川島と申します。よろしくお願いします。

最初に、松原健康福祉部長の松原より挨拶を申し上げます。

○松原部長 本日はクリスマスというところで会議をさせていただき、大変心苦しく思っておりますが、皆さんご出席いただき本当にありがとうございます。

さて本日の分科会は、かねてより議論をさせていただいておりました地域生活支援拠点の案がまとまりましたので、ご説明させていただく考えでございます。この地域生活支援拠点につきましては、障がいのある方の重度化や親亡き後に備える体制として、今後の支援体制において大変重要な役割を担うものと考えています。皆様の忌憚ないご意見をいただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

また、先週 18 日に議会が終わりまして、松江市手話言語条例が無事可決され、20 日に公布されたところでございます。今後はこの条例に基づいて様々な施策を実施していく段階となりますので、その点皆さまのお力添えもお願いをさせていただきたいと思っています。

本日は限られた時間の中ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

【2. 協議事項】

○川島課長 最初に、本日の会議の出欠状況ですが、委員の皆様は全員出席ですのでご報告いたします。

続いて、次第 2 の協議事項に移りますが、本分科会は、運営規程第 4 条の規定により分科会長が議長となることとなっておりますので、京分科会長に進行をお願いしたいと思います。京分科会長、よろしくお願いします。

○京分科会長 皆様、どうぞよろしくお願いします。審議に入る前に、まず本分科会は松江市情報公開条例の規定により原則公開となりますが、本日の項目の中で、非公開の基準に当てはまるものがありますか。

○曾田係長 失礼いたします、障がい者政策係長の曾田でございます。本日は、非公開に該当する議題はございません。

○京分科会長 それでは、全て公開ということでよろしくお願いします。

【2. (1) 地域生活支援拠点の整備】

○京分科会長 それでは次第によりまして、2 の協議事項に入りたいと思います。最初に、「(1) 地域生活支援拠点の整備」ということで、事務局から説明をお願いします。

○曾田係長 説明させていただきます。お手元に、事前送付以外の資料を用意しております。議題の 2 番で使う資料に、若干の文言修正がございますので差し替えをお願いします。また、手話言語条例のパンフレットと条例本文については、最後の報告にてご説明します。

それでは議題 1 の地域生活支援拠点について、資料 1 にてご説明します。地域生活支援拠点につきましては、障がいのある方の重度化、高齢化などに備えまして体制を作っていくとする総称で、松江の地域で住まわれる障がいのある方やそのご家庭が安心して過ごし

ていくための基礎となる拠点だと思っております。前回、7月の分科会で素案を説明いたしまして、その後、障がいサービス事業所の皆様と意見交換会を開催し、いただいたご意見を踏まえ、ワーキングチームで最終案を仕上げたところでございます。

11月には、ワーキングチームの上位会議である、地域移行・定着・包括ケア連携会議を開催し、若干のご意見はありましたが、進めることのご了解を頂戴したので、今日の議題に上げさせていただきました。それでは、かいつまみながらですがご説明いたします。

まず、地域生活支援拠点体制の目的でございます。既にご承知とは思いますが、障がいのある方の重度化、高齢化や親亡き後に備えて、地域生活の継続を支援する体制の総称でございます。国が全国の自治体に設置を求めているものです。障害者総合支援法の改正により、令和6年4月からは設置が努力義務に設定されています。

続いて、2の基本的な考え方です。整備の形式としては、1つの施設が拠点機能を担う多機能拠点型か、複数の事業所などで機能を分担する面的整備型か、概ね2つの考え方がありますが、基本的には、地域の事業所で機能を分担する、面的整備型でいきたいと考えています。

続いて(2)の設置と拡張ですが、いわゆる小さな体制からスタートし、必要に応じて機能を追加していく、スモールスタートの考え方で初期整備していきます。

続いて(3)の初期整備で重点的に取り組むことですが、拠点機能については後でご説明しますが、「相談」と「緊急時の受け入れ」機能についてフロー化し、緊急時の円滑なサービス利用を優先し、その他の「体験の機会」や「人材の確保・養成」は、既存の取組をそのまま充てたいと考えております。めくっていただきまして、3の整備におけるメリットでございます。拠点のメリットは様々あると思いますが、まずは整備するメリットという意味で、緊急時の短期入所等の利用をこれまでよりも円滑にでき、安心感のある生活につなげることができると考えています。次の②ですが、地域生活拠点への事業所の参加は届出式になっていまして、届出いただいた事業所には、サービス提供等に応じて報酬の加算があるということが言えます。

続いて、4の松江市の拠点の機能概要でございます。本市の機能は、基本的には国が示す4つの機能に沿うことで構成しています。まず相談機能ですが、緊急時に支援が見込めない世帯をご希望に応じて登録いただき、関係事業所で情報共有をして、緊急時に可能な限り円滑にサービスが提供できるよう調整し、また関係する相談に対応します。続いて「緊急時の受け入れ」ですが、短期入所等の緊急時の受け入れ態勢を確保し、緊急時におけるサービス提供や医療機関へのつなぎを行います。「相談」と「緊急時の受け入れ」は、一体的な運用となります。

続いて「体験の機会」については、施設や病院からの地域移行や、親元からの1人暮らしに向けた体験の機会を提供する機能ですが、これについては現行の障がい福祉サービスにおける体験利用をそのまま充てたいと考えております。

続いて、専門的人材の確保、育成ですが。医療的ケア、強度行動障がいのある人など、専門性も含め対応するための人材確保・養成です。これについては、現在実施されている国や

県の研修や、基幹相談支援センター絆で実施している、福祉関連研修の受講勧奨を行うことで対応したいと考えています。

次のページは、地域生活支援拠点コーディネーターの配置についてです。今回の体制を多機関で連携しながら維持し、必要に応じた機能改善などの調整を行うコーディネーターを配置します。コーディネーターは基幹相談支援センター絆が担うこととし、もちろん市と連携して体制の運営を行います。コーディネーターの役割としては、相談や緊急時の対応を行うほか、③にありますとおり、施設や精神科病院等と連携し、可能なところから地域移行ができるよう支援をします。また、拠点を支える事業者や関係機関の連携ができるよう、ネットワークの運営を行います。絆にはコーディネーターを務めていただいて、大変な部分もございいますが、市と連携しながら行っていきたいと考えております。

めくっていただきまして、6の事業所の届出でございます。地域生活支援拠点の機能を担うには、サービス提供事業所の協力が必要となりますが、機能を担っていただける事業所については、先ほど申した通り参加の届出が必要となります。このまま進めさせていただけるのであれば、1月末から2月上旬ぐらいを目途に事業所向け説明会を開催したうえで、届出を募りたいと考えています。

続いて、7の相談、緊急時の受け入れの流れとなります。前回の素案の際は、フロー図で説明させていただきました。別紙2として図にしていますが、重要な部分ですのであえて文字化して流れを記載しております。まず①の相談機能です。実施する事業所は、左の欄に記載しています。まずは、相談支援事業所の動きを記載しています。(1)にて、将来や緊急時に係る相談に対応していただきます。続いて(2)緊急時の利用登録ということで、相談の中で現に緊急時が見込まれる人については、希望に応じて登録届に記入していただいて、相談員がもらい受けます。様式は別紙3です。あわせて、緊急時の対応についても説明を行っていただきます。利用登録できる人は、次の状況が現に見込まれる人ということで、①介護を行う人の病気など、やむを得ない理由で居宅で介護を受けることができない人、②障がい特性に応じた緊急事態などの支援が必要な状況が見込まれる方と設定しておりまして、基本的には国が示している対象者に要件を合わせています。ただし、ここでは記載していませんが、既に短期入所や居宅介護などを利用されていて、既に関係事業所で十分にご本人さんや家族の情報を共有している場合は、必ずしも登録の必要はないと考えておりますので、説明会でもその旨を説明したいと考えています。

次に、サービスを利用していない人が登録する際は、区分認定の申請を行うよう調整します。次のページに行きますと、左の欄に基幹相談支援センター絆の役割を記載しています。基本的に相談支援事業所と同じですが、サービスを利用されていない人の登録の場合は、担当する相談支援事業所を調整します。

次に②緊急時の受け入れ機能です。まず、相談支援事業所の役割を記載しています。登録届を本人からもらい受けましたら、緊急時のサービス利用を記載したサービス等利用計画を絆に提出します。サービス利用計画につきましては明記できておりませんが、説明会では説明いたします。絆は、本人情報の登録を行います。あわせて、緊急時のサービス提供を予定する事業所とも情報共有を行います。また必要に応じ、あらかじめケース会議、事業所と

の顔合わせ、体験利用等を行います。そして、緊急時には準備していたサービスを利用できるよう調整します。

次に左の欄はサービス提供事業所ということで、短期入所や居宅介護等の事業所を記載しておりますが、事前の情報共有を受けながら、必要に応じて本人と面会し、また体験利用を調整します。そして、緊急時にはサービス提供を行う流れとなります。下に記載している基幹相談支援センターの役割ですが、必要に応じて相談支援専門員等のバックアップを行います。事前に調整していた事業所が利用できない場合があります。例えば短期入所が満床で入れない場合、職員体制をどう工夫しても対応できない場合には、別の施設を探すということになると思いますが、その際は担当する相談員と共に絆が支援する、といったことをイメージしています。基本的な流れは以上となります。

次のページ、8の検討体制です。体制の状況確認、見直しの検討は、地域移行・定着・包括ケア連携会議で行いたいと考えていますが、必要に応じてはワーキング会議といった会議体で、より詳細な議論の実施も見込んでいます。

最後に、9の留意事項ということで、いくつか留意点を記載しています。最初に、適切な意思決定支援について記載しています。意思決定支援については、国も支援の着実な実施を呼び掛けているところではありますが、事業所との意見交換会でも、この支援についてフローに盛り込んだ方がよいというご意見をいただきました。留意事項ということで記載をしまして、基本的には本人の意思による決定で物事を進めるということを記載しております。また、個人情報保護も記載しています。当然の話ではありますが、本人の同意により情報をいただき、情報共有を行うことを原則とし、個人情報の使用用途をあえて記載しています。基本的には、個人情報のガイドライン等を基準参考としながら、適切に対応したいと考えています。

次のページからは、全体図やフロー図を記載していますが、図についてはこれまでご説明したことを図式化しているものですので割愛しますが、赤色で書いている所が相談機能、緊急時の受け入れで、絆や相談支援事業所で受け付けまして、必要な情報を共有し、緊急時のサービス利用につなげていくとしております。赤色ではありませんが、体験の機会の場、人材の育成もあわせて行います。横向きの矢印で示していますが、毎年ローリング的に議論をしまして、必要な改善を行っていきたいと考えています。

8、9ページは、事前の登録を受けて情報共有し、緊急時にはサービス提供を行うことを記載していますが、前回も説明させていただきましたので割愛します。

めくっていただきまして、別紙3に緊急時利用登録届の様式を記載しています。他市の例を参考にして、最低限ですが情報をいただきまして、情報共有の同意も兼ねての様式としています。実施要綱の制定はこれからですので、若干の修正があるかもしれませんが、このような様式を考えています。

最後のページには、各機関の役割を記載しております。絆は、コーディネーターの役割も含めて記載しています。また、これまでにご説明した、相談支援事業所の役割などを記載しています。

次のページは、整備に向けたスケジュールです。このまま進めさせていただくのであれば、令和7年4月からスタートしたいと考えております。今後、市内部での説明や実施要綱の制定などを行い、準備が整いましたら事業者説明会を行い、拠点届出等の手続きをしていただきたいと思います。

最後に、A3の細かい資料を付けています。地域生活拠点の体制に参加して、緊急時に本人に対してサービスを提供した時の加算等を一覧にしたものですので、参考にご覧いただきたいと思います。

以上、このような形で地域生活支援拠点を令和7年4月に開始したいと考えております。始めてみなければ気づかない改善点などあるかもしれませんが、まずは始めて実施状況を関係の皆さんと確認しながらローリング的に進めていければと考えています。説明は以上です。

○京分科会長 ありがとうございます。皆様からご意見やご質問をいただければと思います。色々な立場からのご意見があると思います。忌憚のないご意見をいただければと思います。

○武田委員 松江市手をつなぐ育成会の武田です。説明の最後に、やってみなければ分らないとおっしゃいましたが、松江市の取り組みは大変遅いです。前にお話しされたときに提案しましたが、よそでやっている事例もいっぱいある、それを参考にしてください、行きましょうと言いましたが、行かないとのお答えでした。色々な事例があつて失敗した事例もあれば、段々整ってきているのもあるのが現状です。それを今からやり始めるのに、そういう言い方はおかしいと思います。

私は地域移行・定着・包括ケア連携会議の一員ですが、前回会議に出席せず、後から資料をいただいてびっくりしました。文章の国語力がないというか、ちゃんと読んで出された文章なのかと思いました。回りくどい言い方や、最初と最後の辻褄が合わない文章とかがありました。今回はこれが直っていると思ったら、同じもので驚きました。市のやる気を見るのにこういう所からも見てしまうので、一生懸命取り組むという意欲が全然感じられないなと思ってがっかりしています。

この体制は、障がい児の親にとってもすごく待ち望んでいたものです。問題だと思う点は、最初に厚労省が言っていたのは親亡き後だけじゃないです。こどもも、もちろんです。児がぜんぜん入ってないです。入所施設の人、病院から地域移行を進める人、それも抱き合わせで地域生活を障がいのある人も送ってください、私たちの市はそういう人達もちゃんと市民として認めますということを言うためのものです。それが全然、欠けていることが多くて。中でも緊急事態は、色々です。それだけに応じてやるだけみたいな、そういう文章だと受け取ってしまいました。

○京分科会長 色々な点が含まれていたと思いますが、まず他市の事例などから学ぶところはないのかというお話と、文章の書き方が分かりにくいのではないかということ、それと障がい児は

想定されていないというお話、入所施設と病院からの移行というところが弱いのではないかというお話だったと思いますが、事務局いかがでしょうか。

○曾田係長 まず、意気込み的なところが感じられないと思われたところについて、書き方やこちらの考えが十分に盛り込まれていなかったかもしれません。障がいのある方やその家族のすべての心配が、一人ひとりまで分かるとはいきませんが、これまで多くの皆さんと接する中で、地域で障がいのない方と一緒に暮らせるようになると良いということは伺ってまいりましたので、思いとしましては、この松江市域の中で、継続的に生活できるような体制を作りたいという気持ちは一切曇りのないものを持っております。そこが納得いくような表現に出来なかったのは申し訳ございませんけれども、内部的な委員会資料として作りましたので市民の皆さんにお示しする時には、そういうところがもう少し伝わるような内容にできればと考えております。

次に、他市の状況でございます。石川県の金沢市が先進的にやっているということは聞いておりまして、県内では出雲市もそうです。そういった所に限らず、様々な情報収集をしておりました。中核市にも聞きましたが、今、松江市が設定しているものよりも、プラスアルファでお金を投じたりとか、体験用に部屋を貸し切ったりとか、力を入れている市はたくさんありました。けれども、それはその必要性はあるだろうと思いましたが、まずは全国で見て概ね同一のレベルのところで、まずは1つ体制を作る。それを実際やってみたら、こういうケースが必要であるという事があつたら、そこは追加していくということでやっていきたいと思っています。他市の事例は現地には行っていませんが、調べていますということです。

障がい児が入っていないことについて、大変失礼しました。表現の問題であつたと思いますけれども、障がい者の中には、障がい児ということも含まれていると思っておりますので、この点は明確に示せるように、資料の改善をさせていただきたいと思っております。その点は失礼しました。

○武田委員 わからない人もわかるように書くのが当たり前だと思っています。それから、厚生労働省が最初に、地域の事情でここはこういったことが得意とか、これが弱いとか、どういう方が多いとかそのような情報収集がどうされていたのかと思います。同じ機能を持った事業所が集まって、お互い情報交換するともっと良くなると思っていますが、なかなかそういったことは松江では無いでしょうか。

○京分科会長 地域事情の把握や情報交換の機会というのはいかがでしょう。

○曾田係長 率直に申し上げて松江市の中でどこの地区が強いとか弱いとかいう議論までは、これまでは及んでおりませんでした。この地域の中で、ベーシックにどういう形であつたら、これができるだろうかということで素案を作つて話をしてきたということが1つあります。ただ、これは松江市だけではないと思いますが、課題というのはあると思っております。緊

急時にサービスを提供する、そのための準備であるわけですが、それはサービス提供の事業所も色々な形で運営をしている中で、どうしても準備をしていたとはいえ、提供ができないというケースがあり得るというのは、話が出ておりまして、とは言ってもそれはそれでしょうがないとは思っているので、その時には絆のサポートを入れながら、他の事業所を探すという努力は、それは今でも拠点に限らずそのようなケースが稀ですがあった時には、どこか入れる事業所がないか探していますので、それと同じ事はやっていこうと思っています。エリア的にどうこうというのはございません。関係の事業所での情報の共有はこれからのやり方ですが、拠点を始めましたら、参加いただく事業所の皆さんとの情報共有をしようと思っていて、どういう単位でやるのか居宅介護だけでやるのか相談支援だけでやるのかももう少し大きな単位でやるのかなど、これから動いていくわけですが、やってみたらどうなのか意見を聞く場を作っていきたいと考えています。

○京分科会長 他の方から、ご質問等ございますか。

○毛利委員 島根県知的障害者福祉協会の毛利です。武田委員がおっしゃった文章の件について、私も読んだときに違和感を覚えました。全部は網羅しませんが、最初資料1の1ページ、3行目に「関係機関で連携し、相互に連携し」と重複があったり、同じく1ページ、2の(3)の「既存仕組みを活かす」は、助詞「の」が入っているべきとか、細かいところですが多々ありまして、後半にも「障がい者等の緊急時に必要なサービスが一層円滑に利用できるように」とあるが、「障がい者等が緊急時に必要とするサービスを一層円滑に利用できるように」など、バランスの悪い箇所がこれ以外にもかなり見受けられます。このあたり文書の体裁ですが、我々も作成に携わったところありますので、ブラッシュアップを図っていただきたいとお願ひしたいと思います。

それと知的障害者福祉協会から出かけているということで、ロールプレイに徹する訳ではありませんが、施設の運営者側として言わせていただくと、一定のルール作りがこの度なされることは、もしかすると小さな一歩かもしれませんが、非常に評価をしておきたいと思います。利用する側も、受け入れ側も、相談側もメリットが出てくる。今まではルールなしで、突然、降って湧いたように相談員さんが泣きついて来られるといったケースを何度も経験している身としては、こういったルール作りがきちんとされて幅広く事業者が受け入れを行っていく仕組みが作られていくことは、非常に重要なことだと評価しております。その一歩として考えていければいいと思っています。

一方で、利用者側、受け入れ側、相談支援をはじめ関わる側に対して、いかに周知していくのか、研修という言葉が出てきましたが、さっそく1月末から説明会をして登録など動き出すということであれば、現時点で我々事業者は、ほとんどこのことについて知らないです。これからこういったことについて、お互いにルールをちゃんと理解した上で議論していかないと、色々な所で齟齬が発生してくるだろうと考えています。しっかりと周知は力を注いでいただきたいと思っています。

もう一つ疑問ですが、資料 1 の 5 ページ目、緊急時の受け入れ・対応機能の説明のところについて、この後に書式等も付けられています、受け入れ側として登録届等の写しを受け取って情報を得ます、という内容ですが、これが一体どこまでの情報なのかというところをちょっと心配しています。届出書類の内容だけでは、失礼ながら受け入れ側の事業者として著しく不十分だと思います。受け入れに対しての体制や、障がい特性、その他に応じて、どのような工夫を持って対応しなければいけないかということ、平時から備えておかねばいけないということです。これに対して、この届出書類だけでは非常に不十分です。入所の申し込みでもそうですけれども、本当に失礼ながら、隠したい情報を教えてくれないという傾向がこれまでも見受けられています。それは相談員さんとか、それぞれの考え方によっても違いはあるのかもしれないですけども、入所とか利用開始になってから、今まで聞いてなかったようなことが色々出てくるというようなことは多々あります。ですから、受け入れ側として非常に不信感を持っている部分でもあります。やはりお互い様ということで、そういったことがあるから受け入れないということではありませんが、やはりそこはお互い様というところでは、非常に不信感を持っている事業者が多いということは知っておいていただきたいと思いますし、しっかりとした情報を提供するにあたってどのような工夫をなさっていくのか、そのためには、特に事業者との面会や施設の体験利用の調整というところはとても大事だと思います。やはり最終的にはご本人が望んで使っていただかないと、押し付けるわけにはいかないということになってきますから、書面だけのやりとりということは、原則私はなしにしていきたいと思いますし、この辺りの運用については十分に注意をしていきたいと思いますし、と思っています。

施設事業所というものの、現実的には、得意とする利用者さんの層や、そういったものについても、大きな差があります。利用者さんの好みはもちろん一番だけれども、そういったマッチングという部分はとても重要であって、緊急時だからマッチングは無くてもいいということでは絶対ないと思っていますから、意思決定支援の話は先ほど出しましたけれども、本当の意思決定支援とはそういうものだと思います。そういったところに注力して運用していただきたいと思っていますので、もしこの辺について、まだスタートしてみないと分からないところもあるにせよ、松江市としてどういったお考えをお持ちなのか、聞かせていただければありがたいと思います。

○京分科会長 ありがとうございます。周知の仕方についてのご意見と、また情報共有は書面でのやりとりではなく、実際に面会するなどにより本人の意思決定支援を展開していくのが良いのではという趣旨のお話しでした。

○曾田係長 武田委員さんのご意見と同様に、文章が今ひとつではないかというご指摘だったと思います。今一度、文言の整理をしっかりと行いまして、修正させていただきます。受け入れ側につきましては、先ほど言われましたように不信感的なところがあるかもしれません。そういう部分も、ある意味ストレートかもしれませんが、マッチングはきちんと回っていくためには必要な、フェイストゥフェイスといいますか、関係性によっては他の方法かもしれませ

んけれども、きちんと情報が行くようなコミュニケーションを図っていただきたいということはしたいと思いますし、まさにこの分科会でご意見をいただいているわけですから、隠したい情報、都合の悪い情報がもしあるとするならば、そこもきちんとお伝えするよう説明会の中で話をさせていただきたいと思います。

○京分科会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○貝谷委員 島根県精神保健福祉士会の貝谷と言います。2点ですが、1つはどの部分でというのはありませんが、緊急時の対応について、今までの議論の中でも出てきたかもしれませんが、緊急時とは具体的にどういう状況なのかというのが、まだ今ひとつイメージしきれないところがあります。再度、緊急時の定義的なところを教えていただければと思います。

もう1つが、別紙3の登録届で、毛利委員からもお話がありましたが、その情報をどこまで記載するのかという話になってくると、この書類の量が増えれば増えるほど、大変なことになってくるというところで、何かその辺りは既存の様式などうまく活用できるような方法もあっていいのかなと思いました。お考えを聞かせていただければと思います。

○曾田係長 まず、緊急時のどういう状態をイメージするかということについて、例えば高齢の父母に知的障がいのある子がおられるとして、日頃は短期入所とかを使ってなくて就労支援B型を利用しているけれども、色々と考えたら高齢の父母も、いつ何が起きるのかという心配も出てきているというときに、あらかじめ登録しておいていざというときに短期入所が使えるように支給決定を受けながら、緊急時に備えていくというイメージをしていました。色々な他市の事例を見させていただきまして、特に多かったケースとして、そのような父母がどちらも高齢というケースもあり、そのうち亡くなってしまうかもしれない。また、緊急で冠婚葬祭に出かけなければいけないかもしれないといった際に、自宅にいるその息子をどうしようかというところが心配で登録しており、実際に緊急時となって、あらかじめ準備をしていた所でショートステイされましたというようなですね、居宅介護に入ってもらったものもありますが、このような事例が一番多かったと思っています。

他にも、兄弟2人で暮らしていて、片方のお兄さんの方に精神障がいがあり、弟は知的障がいを持ってらっしゃる。お兄さんにいつも色々な管理をしてもらっていたけれども、お兄さんの方に何かあったときにどうするのかということで、そこが心配になって初めて登録しましたというケースがありました。このケースでは短期入所をこれまで全く使っていなかったということでしたが、まずはそこから備えましょうということで登録に至ったというケースがありました。他にも、個別でいけばたくさんのケースがありましたけれども、多い割合では、誰か介護をする人が、何かあった時にそこに一緒にいる、障がいあるの方がどうしようかというケースが多かったと思います。

続いて様式の方は、今考えておりますのは先ほど申し上げましたとおり、この様式を使いながら、サービスの計画の方と緊急時にはこういったサービスを使おうということをあらかじめ記載しておいて、その情報を自主的に関係事業所に共有するという仕組みを考えて

おりましたけれども、今のところ既存の様式に置き換えるということは考えておりませんが、ただ、こういう形でできるのではないかとすることがあれば、ぜひ御提案いただくと、そのように変えていくことも出来るのではないかと考えておりますので、そのようにお願いしたいと思います。

○貝谷委員 緊急時の定義については詳しく説明をしていただいて、何となくイメージができるのですが、それがみんなの共通認識、共通理解にできるような方法があるといいと思いました。

○京分科会長 事例集みたいなのがあると、少しイメージしやすくなるのかなと、今お聞きして思いましたがいかがでしょうか。

○曾田係長 事例的なものを用意していなくて大変恐縮ですけれども、これまでの意見交換会の中でも、どういうパターンというか、想定できるのかというご意見もいただいておりますので、説明会の時にはベーシックなパターンと言ったらおかしいかもしれませんが、こういうケースなどを想定しておりますということで、もう少し具体的な実例的なものを示して、ご説明できればというふうに考えております。

○京分科会長 ありがとうございます。他いかがでしょうか。

○加藤委員 松江市相談支援事業所連絡協議会の加藤です。私も、緊急時とは一体どういうものなのか腑に落ちないところがあります。先ほどの市の説明からは、普段、私たちが相談支援をする時はある程度の想定をしているので、これまでも、先ほどの事例だと短期入所を利用できるよう利用計画に入れておくようにしています。そうではない、たまたまそうではなかった人の緊急時において、そういうことを相談支援専門員が登録した上で対応すると、700 単位貰えるというか、緊急時と普段の私たちがある程度想定しているのと、本当の緊急時というか、この 1 回の対応に 700 単位貰えるようなものと、何が違うのかなと思っています。事例というのが分かりにくいです。

○山本係長 700 単位の話が出ましたのでご説明しますが、単位については、サービスを使っていない方とか、サービスを並行しないと、例えば短期入所が使えない方が短期入所を使うため、緊急に計画変更や計画を作成する場合に発生する加算です。

○岸本次長 あらかじめ緊急時を想定してやっているものと、想定していなかった場合の緊急事態とどう区別するのですかということでは。緊急時を想定してプランを立てた人は加算がなくて、緊急時に慌ててプランを立てたら加算がもらえるということですか、という質問だと思います。

○曾田係長 普段から担当するケースの中では緊急時があり得るなというところで、これまでもそういう情報共有をされながら、緊急時にはサービスを提供していたということがあったとは思いますが。これにつきましては、そういう中でも、ご本人さんが望めば、これを改めて登録をしておいて、情報共有を図ってもらいたいというならそうですけど、それ以外に、本人さんが短期入所とか、これまでもあまり使ってなかったとか、日中系を使っていた方が、先ほどの世帯事情や家庭の都合によって、色々な不安が上がってきて、緊急時にはやはり短期入所が必要かもしれない、というような相談がありましたら、それは短期入所に向けて、情報共有、このようなものは、あらかじめされてはないと思いますので、これに登録をいただきまして、関係者の中で情報共有をあらかじめ図っているというものです。ただ結果的には、緊急的な短期入所を使うわけですけども、そこで得られる緊急時の報酬というのは、一緒であります。

○山本係長 先ほどのご質問は、相談支援事業所としての加算についてということでしょうか。通常通り、今も支給決定に向けて想定されるサービスは、計画を作られていらっしゃると思いますが、事前にあらかじめ想定されるサービスについてこの加算がつく訳ではなくて、緊急で、今日すぐに手続きして、支給決定を貰って、計画を変更して付くという方に対して支援した場合に、この加算が付くということです。例えば、ご利用者さんが短期入所を緊急で使わなくてはいけなくなった時は、短期入所の欄にあるように利用の開始の前々日、前日、当日に短期入所を使うことになった場合、短期入所側は緊急の対応をされたということで報酬が発生します。

○加藤委員 登録はいつの時点でするのですか。あらかじめ想定される方というところが、先ほど言われた例だと、緊急のときに急いで登録するみたいな。そんな緊急のときに登録届書きましょうなんてできるのかなと。事前というのは、どの時点なのか。

○曾田係長 緊急時の想定はあり得るという状況ですけども、それがいわゆる平時の状況、声をかけて登録しませんかということで、それが一番よろしい対応だと思います。緊急時に慌ててワーッとやっても、なかなか歯車が合わないということがたくさんあると思いますので、いつ時点かと言われれば、平時にやるのが良いということです。

○加藤委員 そのこのところの説明をしっかりといただかないと、普段やっていることと、何が違うのかなと思ったりするところもあり、普段私たちもそういう想定をしながら相談支援事業所で動いている中で、さらに想定外のことがあるということでしょうか。

○京分科会長 多分そういうことだと思います。相談支援専門員さんたちが普段の計画の時点で緊急時のことも想定した計画をこれまでも作っていらっしやっていた。今回さらにそれプラス緊急時というのは、別で登録をしないといけないのか。そのタイミングってどの段階なの

か、それに対して加算はどっちについてどっちがつかないのかっていう話なのかなと思うのですけれども。

○山本係長 緊急で計画を作った場合とか、計画を変更した場合に、相談支援事業所に発生する報酬がこの一番上に書いてある 700 単位になります。その届出をしている、していないは別な問題で、相談員さんが計画を緊急で作直したり、作った場合に発生する報酬です。

○岸本次長 それは伝わっているけれど、その緊急が何かがはっきりしないから質問をされているのでは。あらかじめ緊急時を織り込んで作っているプランと、緊急時が起きて変更するプランの違いは何かということ。

○山本係長 計画は必要なサービスをつくるための計画なので。それはお守りの的なものですか。

○加藤委員 もちろんお守りのなサービスは作っていません。それは松江市からも常に指導を受けているので、必要なサービスはするのですが、でも短期入所はつけておくと本人の自立にもなるし、そういうことを想定して、利用なしの場合は、月 5 日、利用ありの場合は 10 日、利用なしの 5 日というのも、緊急時で何かあったのかなと思ったりするので。また教えてください。

○曾田係長 聞いて申し訳ないですけども、お守りで緊急時のショートを想定して計画を作るというのは、もう情報共有という点では関係先とはあらかじめできているということですか。

○加藤委員 ケースバイケースですね。

○京分科会長 今日の段階で、なかなか質問に対する答えが噛み合っていないところがありますので、一度事務局の方で整理をしていただいて、また委員の皆さんに書面でもどの媒体でもいいので、情報提供をしていただけたらと思います。

○長澤委員 緊急時というのは、先ほど平時に対してお守りと言われるけれど、そうじゃなくて平時にやっても急に発生するもの出てくるので、状況というのは常に変わってくるので、その時にまた相互で対応しながら、緊急時にすぐ書類を作るとか、そういう手続きをしてもらうといった臨機応変な対応はできないでしょうか。

○川島課長 すみません、その辺りを整理しまして、また示させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○小田川委員 ハローワークで就労支援しておりますけれど、今のお話を聞いていると、このスケジュールの方は、このまま動かれるのでしょうか。お話を伺っていると、緊急時の定義とか、ハ

ローワークの就労支援だったりすると相談しておられるときにせっぱ詰まってお金に困っているときとか、ご家族が急病になって自分一人ではこういう事態が緊急かなっていうふうな、今皆様のやりとりを聞いていると、備忘という形で、緊急事態が想定されるという方を備えておくっていうのと、報酬の加算というのがごっちゃになっちゃうと、スケジュール的に大丈夫かなということもあるので、やはり緊急の定義というのは難しいかもしれませんが、皆様からも多分、聞いていると、目安として、備える形でそうやってだったらその定義で、それこそ本当に、今おっしゃったように、事態が急変することは当然あり得るので、どこに主眼を置くかということは整理されて、ハローワークで就労支援していると結構、お金だっていうことで、市役所の中でも生活福祉課の生活保護、あと暮らし相談支援センターの方とも相談していますが、明日の収入とか生活指導しようかなと聞いていると、ここで緊急事態で、相談を受けている方の中には手帳を取得しておられて、色々な機関とも繋がって、先ほどおっしゃったけど普段から、皆さん色々緊急がどういうことが起きるか想定して動いておられると思うので、それで今、どっちの定義なのかなというふうに不安にいられたと思うので、こういう言い方は失礼ですが、スケジュールありきで動かれると論点整理が上手くいくかなと思ったのでちょっと余分なこと言ってしまいました。すいません。

○京分科会長 いかがでしょうか。

○曾田係長 ご意見たくさんありがとうございます。ご覧の通り、整理しきれていないのではないかなというご意見を頂戴しました。今日のご意見をいただいてですね、これはスケジュールも含めてではございますけれども、今一度こちらの方で検討させていただきたいと思います。

○京分科会長 まだまだ意見が尽きないところかなと思いますが、他にも議題が残っていますので、次に進めて参りたいと思います。次第に戻りまして、協議事項の(2)、令和7年度以降の相談支援体制につきまして、説明をお願いいたします。

○曾田係長 続きまして、相談支援体制の見直しにつきまして説明させていただきます。資料2でございます。差し替えをお願いした資料ですが、本年度に相談支援体制の見直しを行うことにつきましては前回の会でも説明させていただきまして、下部会議であります相談支援検討チームを4回開催しまして、見直し案をまとめさせていただいたところですので、ご報告させていただきます。

見直しの経緯を簡単にお話させていただきます。現在、本市の相談支援体制は、左の真ん中の絵に記載しておりますが、基幹相談支援センター絆を中核として、その他19の事業所に一般的な相談の対応を委託しております。その19事業所のうち、3事業所には機能強化事業を委託しております。絆を支えるとともに、相談支援事業所全般への助言・指導業務を行ってもらっています。この相談支援事業は、国の地域生活支援事業というものに基づいて行っておりまして、絆や機能強化事業の運営は国・県からの補助金を得て行っております。国の地域生活支援事業実施要綱が今年の4月に改正されまして、現在市で行っている機

能強化事業が補助金の対象外とされました。補助対象の新旧を、下の表に記載しています。さらに細かい事業の名前として、基幹相談支援センター等機能強化事業というメニューがありまして、そこで補助金をいただいておりますが、これまでは基幹相談支援センターとそれに準じた事業の運営が補助対象とされていまして、これが要綱改正により、「等」という文字がなくなりまして、基幹相談支援センターのみが補助対象になったものでございます。令和6年度は経過措置で補助はいただけますが、7年度から補助はなくなります。

なぜ国はこのような改正を行ったのかと言いますと、今年の4月に障害者総合支援法が改正されまして、基幹相談支援センター設置の努力義務が法律に盛り込まれました。法改正を踏まえて、国としては、全国にセンターの設置を促進したいということでセンターへの補助に重点化するという説明がありましたので、そのような経緯があると考えております。

このことにより、現行の枠組みでの事業継続は難しい状況となったものであり、7年度に向けて相談支援体制の見直しを要したものです。資料の右のページの3検討にて、上2つのポチ印では、事業継続が難しいということを書いています。一方3つ目のポチですが、これまでの相談支援からのご意見として、市の機能強化委託と、主任相談支援専門員の役割が重複しているのではというご意見を前々からいただいております、現在の方法も一定の課題を抱えておりました。また、今年度に関国の報酬改定が行われましたが、その中で新たに主任相談支援専門員加算(Ⅰ)が創設されました。主任相談支援専門員を配置して、基幹相談支援センターに準じて地域で中心的な役割を果たす事業所には、その新しい加算を充てることができるようになりました。これまでもこの加算はありましたが、これまでのものがⅡ、より中核的機能としての役割を強めたものがⅠということで新設されたものでありまして、国は主任相談員の中核的な立ち位置を、報酬上でも一層明確化してきたかなと思っています。そこで市としては、今回の補助金廃止やこれまでの役割の重複といった課題を踏まえながらも、継続して相談支援体制を維持していくための対策が必要だと考えておりましたが、この新しい加算をいくつかの事業所に得ていただきながら、相談支援の中核も絆と一緒に担っていただく仕組みをつくる方向で、相談支援検討チームで話を進めさせていただきました。

なお、主任加算(Ⅰ)を満たすには前提条件がありまして、四角の枠の中に前提要件と括弧して記載しております。1つ目が基幹相談支援センターを受託している事業所、2つ目が児童発達支援センターを併設している事業所、3つ目が相談支援の中核を担う機関として市長が認める事業所であり、このいずれかを満たす必要があります。現状で言いますと、基幹相談支援センターを受託する事業所は主任相談支援専門員を配置されています。一方、児童発達支援センター併設で主任相談支援専門員を配置している事業所はございません。元々、要件を満たす事業所数は少ないということもございまして、もういくつか事業所が参加いただくためには、市長が認める事業所としての要件も整理する必要がありました。これらの経緯も踏まえ、相談支援検討チームでは、主任加算Ⅰの事業所がこれまでの機能強化委託の代わりとなることと、あわせて市長が認める要件の検討を行ってまいりました。

4の対応のところに結果を記載しておりますが、今後は主任加算Ⅰの事業所が絆と共に中核的役割を果たすことと、これまでの機能強化事業は廃止するという方針にしまして、主

任加算Ⅰの要件は2枚目の資料のとおりにすることで議論をまとめることができました。

2枚目をご覧ください。この資料は主任相談支援専門員配置加算についてまとめたもので、国が定める要件が白い部分で、それに照らし合わせて市ではこのようなことを行ってくださいという部分を黄色で構成しています。上が主任加算Ⅰ、下が主任加算Ⅱの要件としてあります。基本的に、主任加算Ⅰが多くの要件を設定しています。特に赤字で示しているところでは、先ほどの前提要件が記載されていまして、そのひとつが、市長が認める事業所であるとされておりますので、その市長が認める要件を右に記載しています。基本的にはこれまでの機能強化委託の内容をベースに、国の考え方に沿って整えたものでして、これらの中核的機能を織り込んだ要件を満たす事業所が主任加算Ⅰを得るという仕組みでございます。来年1月には、例年行っている次年度の相談支援体制についての説明会を開きますが、今回の見直しについても説明し、特に主任相談支援専門員がおられる事業所からは、中核的役割としてこの主任加算Ⅰを取得する事業所を募りたいと考えていますし、今後運用を始めて数年おきには、必要に応じて要件の内容を検討していきたいと思っています。

なお、今回の補助金の一部廃止は、本市だけではなく全国的にも影響を受けている自治体もかなりあるようでして、それぞれの自治体が何らかの対策を考えていると思います。他市でもまだ少数ですが、本市のように主任相談支援専門員加算(Ⅰ)で要件を設定して体制を強化する自治体が見受けられますので、まだ新しい加算ですのでこれを使いながら相談支援体制の強化を図っていく自治体は少しずつ増えていくと考えています。なお、詳細については1月の説明会でのご説明をと考えていますが、見直しの経緯については、先般相談支援事業所連絡会で説明をさせていただいていることを申し添えます。説明は以上です。

○京分科会長 ただいま説明がありました、令和7年度以降の相談支援体制の見直しについて、ご質問ご意見ございますか。国の動きと同時進行で動いていくということですので、やっていただきながら、見直しできるところは見直すということをお願いしたいと思いますし、基幹相談支援センター絆と相談支援専門員の皆さんが連携するという、大変重要な中身になっていきますので、連携をとりながら相談に応じていただきと思います。続きまして、協議事項(3)分科会下部会議の実施状況について説明をお願いします。

○曾田係長 資料3、下部会議の実施状況につきまして説明させていただきます。一番目の就労支援検討チーム会議は、年明けの1月に開催して就労支援について話し合いたいと思っています。ただ、その下部会議であります就労アセスメントワーキングにつきましては、かなりの頻度でやっておりまして、来年10月スタートの就労選択支援制度につきまして、情報共有や支援体制をどうしていくかということを話し合っています。続きまして、相談支援検討チーム会議につきましては、先ほどの相談支援体制について話し合いをしています。続きまして、地域移行・定着・包括ケア連携会議につきましては、地域生活支援拠点のこと、また、日中サービス支援型グループホームの状況説明について行っています。地域生活支援拠点検討ワーキングチームは、10月まで開催をしておりました。今回、色々ご意見いただきました

ので、もう 1 回整理をするにあたっては、先ほどの連携会議かこのワーキングチームでの話し合いが必要かと思っております。続きまして、障がい児支援連携会議は今年の 10 月に開催をさせていただきました。久方の開催でしたので、まずは障がい児支援の近況や意見交換を行ったところでございまして、やはり不登校を問題視する意見というのが現場では課題だと思っています。また、市で作るガイドブックの児童編の更新を行っていきたいと思っています。また、教育委員会の生涯学習課が行っている関係講座については、共同開催でやっている状況です。

○京分科会長 ただいま説明がありました分科会下部会議の実施状況につきまして、ご質問やご意見、もしくは補足説明等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。そうしましたら次第の方に戻りまして、3 のその他での報告、手話言語条例の制定について説明をお願いします。

○三井副主任 障がい者福祉課の三井と申します。私から、松江市手話言語条例の制定について報告をさせていただきます。まず、本条例は、先日閉会しました松江市の 11 月議会に条例案を提出して、原案どおり可決されました。市議会での採決の際は、制定に向けて意見交換をしてきた松江市聴覚障害者協会の方が傍聴に来られて、採決の様子を見守られました。その後、市内部での決裁を経て、12 月 20 日に制定・施行となりました。お配りした資料には、条例の内容について一通り記載しておりますが、これまでの会議で何度かご説明しておりますので、ポイントを絞って説明をさせていただきます。

それでは、資料 4 をご覧ください。資料の冒頭には、条例の概要として、手話言語条例がどういったものか、また制定の経緯などを記載しております。少し飛びますが、項目 4 をご覧ください。条例の内容と、条文ごとのポイントを記載しております。松江市の手話言語条例は、前文と 8 条の条文で構成しており、前文では、制定に係る背景や、制定の理由と目的などを記載しています。制定の目的としましては、前文の最後の丸の所に書いてありますとおり、市民が「手話が言語である」と認識するとともに、手話の普及と使用できる環境づくりなどを推進することにより、障がいの有無にかかわらず、互いに尊重する共生社会の実現を目指し、条例を制定する、としております。

続いて、2 ページ目をご覧ください。8 条の条文と、それぞれのポイントを右側に記載しておりますので、またご確認ください。ひとつ、主なものとしてご説明しますと、第 8 条に意見の聴取を入れております。内容としては、市が今後実施する手話に関する施策については、障がいのある当事者の方の意見をしっかり聞き、その意見を尊重するように努めるとしております。これまで、条例の制定に当たっては、市の聴覚障害者協会の皆様と 8 回の意見交換会を重ねてまいりましたが、今後施策を実施するに当たっても、引き続き意見交換の場を設けたいと考えております。

次ページ以降には、手話を広げていくために市が実施する施策を記載しておりますので、ご確認ください。ひとつ、事業の PR も兼ねてご説明させていただきます。最後のページをご覧ください。手話を使いやすい環境づくりの一環として、市民向けイベントの開催を予定

しております。このイベントは、条例の周知や、手話に対する理解の促進、手話の普及等を目的としており、日時は令和7年3月20日、木曜・祝日の午後、場所は松江テルサとしております。全体を2部構成としておりまして、第1部では親子向け手話体験教室の開催と障がい者就労施設の物品販売を、第2部では手話をテーマとした講演会を実施いたします。詳細は来年の2月頃に周知する予定としておりますが、皆さま、よろしければぜひお越しいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に参考資料として、皆様のお手元に、条例本文と条例の内容が分かるパンフレットを置かせていただいております。パンフレットにつきましては松江市のオリジナルでして、市内の障がい者就労支援施設に委託させていただいて、デザイン等をしていただきました。こういったものも使いながら市内に広く周知を図っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。簡単ですが、条例の制定についての報告は以上です。

○京分科会長 ただいま報告がありました手話言語条例につきまして、ご質問やご意見がありますでしょうか。せっかく出来た条例ですから、ぜひ皆さんからも情報発信していただけたらと思います。ご協力よろしくお願いします。

報告事項は以上なのですが、他に事務局から報告するようなことはございますか。

○川島課長 特にございません。

○京分科会長 皆様の方からいかがでしょうか。せっかくの機会ですから情報提供等ありましたらお願いします。ないようですので、これにて審議を終えたいと思います。貴重なご意見を頂戴して、ありがとうございます。それでは事務局にお返しします。

○川島課長 京分科会長、ありがとうございます。また、本日は長時間にわたりご審議をいただきまして、皆様ありがとうございます。本日は、色々なご意見をいただいております。こちらの方でも、また色々整理をしたいと考えております。また委員の皆様には、本日クリスマスでもありますし、夜間にも関わらずお時間をいただきまして、誠にありがとうございました。これからも引き続きよろしくお願いいたします。また、年末年始を迎え、来年も皆様ぜひご健康でお過ごしいただければ我々も幸いに思いますので、またよろしくお願いいたします。それでは以上をもちまして、令和6年度第2回松江市社会福祉審議会障がい者福祉専門部分科会を終了いたします。本日はありがとうございます。

(以上)